

簡易郵便局の現状と課題

平成19年10月郵政民営化が実施され、簡易郵便局も銀行法・保険業法等の一般法の規制下におかれたこと等の影響から、簡易郵便局の運営は、複雑かつ多様な変化を強いられることとなり、その結果、簡易郵便局一時閉鎖の激増を生み、その数は総局数の1割を超える440局に至った。

このまま推移すれば、郵便局ネットワークの破綻を招くことは確実であることから、委託元である郵便局株式会社を中心となって一時閉鎖局の再開等に努めてきたところであるが、今なお260局に及ぶ局が閉鎖されたままとなっており、従来のネットワークを回復するまでに至っていない。

簡易郵便局は、委託契約に基づく郵便局であり、直営郵便局がないいわゆる過疎地を中心に設置されていることから、簡易郵便局の存続・発展がない限り、全国くまなく郵便局ネットワークを維持することは困難であるので、その阻害要因となっている諸課題の解決に向けて、各般からのご支援をお願いしたい。

1. 簡易郵便局受託者の処遇改善

簡易郵便局は委託手数料収入によって局務運営を行っている。従来、委託手数料が極めて少額であったため生計を維持することができないことが廃業の原因となってきた。この状況にかんがみ、平成20年8月、基本額について増額改定があったもののまだ十分なものとなっていない。

各簡易郵便局においては手数料収入から、補助者雇用費用、局舎維持費、光熱水料、消耗品費等、局務運営に要するすべての費用を負担することとなることから、生計費にまわる部分は僅少なものとなっている。特に、業務量が多く複数の補助者を雇用しなければならない簡易郵便局においては、賃金や社会保険料の支出に困窮している状況にあるので、簡易郵便局存続発展のため、簡易郵便局受託者が安心して受託業務に従事できる処遇の実現をお願いしたい。

2. 取扱業務の拡大

簡易郵便局で取扱いができる業務は、従来から限定的なものであり、お客様の需要に十分に答えられていない。郵便局の種別によりお客様が享受されるサービスの内容が異なることはユニバーサルサービスの本位ではないと思われるので、限りなく直営郵便局の取扱業務に匹敵するものとしていただきたい。

3. 業法の適用除外

簡易郵便局は旧簡易郵便局法により、「ほぼ1人量の業務量」を基準とすることが原点となっており、概して極めて小規模な郵便局である。そのような局に大規模店舗と同様の法規制がかかることはいたずらに簡易郵便局受託者の負担を増大するものであるので、旧簡易郵便局法に類するような規制としていただきたい。